

市からの 連絡帳

年金・福祉

障害基礎年金を受給されている方へ

20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金受給者の所得状況届の廃止および障害状態確認届(診断書)の作成期間が拡大されます。

◆所得状況届の変更点

日本年金機構が、市に対して所得情報の提供を求めることができるため、所得状況届(はがき[※])は、原則提出不要となります。ただし、日本年金機構が前年分の所得情報を取得できないときは、これまでどおり所得状況届(はがき[※])の提出が必要となる場合があります。

◆障害状態確認届(診断書)の変更点

- これまで6月末日ごろに日本年金機構より送付されていた障害状態確認届(診断書)は、今後誕生月の3カ月前の月末ごろに送付されます。
- 障害状態確認届(診断書)の作成期間は誕生月の2カ月前から誕生月までに変更されます。提出期限は誕生月までです。

※8月生まれ以降の方から対象です。
※提出書類や診断書の作成期間は、受給者の状況などにより異なります。詳細は日本年金機構から送付された案内(はがき)をご確認ください。

問 武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶ 保険年金課 田

☎042-460-9825

介護保険負担限度額認定証の更新

平成30年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(水)です。

令和元年8月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、8月30日(金)までに更新の手続きをしてください。
※平成30年度の認定者宛てに市から申請書を送付します。

▶ 高齢者支援課 保 ☎042-438-4030

移動支援・生活サポート・日中一時支援の更新

移動支援・生活サポート・日中一時支援は、6月30日(日)が利用期限です。現在、登録をしております引き続きサービスを利用する方は、更新手続きが必要です。申請してください。

場 障害福祉課(保谷庁舎1階)

持 認め印・現在利用中の受給者証(お持ちの方)

▶ 障害福祉課 保 ☎042-438-4033

市政

ふるさと納税の指定基準に適合する地方団体として指定されました

西東京市は、令和元年5月14日付けで総務大臣から「ふるさと納税」の対象となる地方団体として指定されました。総務大臣の指定により、西東京市へのふるさと納税は、所得税と個人住民税の控除対象となります。引き続き、皆さんからの応援をお願いします。

□ 指定期間 6月1日～令和2年9月30日

※詳細は市HPをご覧ください。

▶ 秘書広報課 田 ☎042-460-9803

選挙

6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□ 登録者数

男性8万1,559人、女性8万7,404人、計16万8,963人

前回登録者数と比較すると、男性160人増、女性223人増、計383人増加しています。

□ 今回の定時登録の要件

- ① 日本国民
- ② 平成13年6月2日以前に出生
- ③ 6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□ 在外選挙人名簿登録者数

男性92人、女性106人、計198人

□ 在外選挙人名簿登録等の要件

- ① 日本国民
- ② 登録申請時に満18歳以上
- ③ 在外選挙人名簿に登録していない
- ④ 国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

● その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

● 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶ 選挙管理委員会事務局 保

☎042-438-4090



募集

表彰等制度検討懇談会委員

名誉市民や市表彰などの検討に際し、制度のあり方について懇談します。

□ 資格・人数 在住・在勤・在学で満18歳以上の方・1人

※ほかの付属機関委員などとの兼任不可

□ 任期 7～11月

□ 会議数 3回程度

□ 謝礼 1回2,000円

田 6月24日(月)(必着)までに、作文「私が考える名誉市民制度とは」(800字以内)に住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記し、〒188-8666市役所秘書広報課(田無庁舎3階)へ郵送または持参

※選考結果は後日連絡、提出書類は返却しません。

▶ 秘書広報課 田

☎042-460-9803

etc その他

寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

✦ 村山陽子 様(電位治療器)

▶ 管財課 田

☎042-460-9812

✦ 折元宗和 様(10万円)

✦ 西東京山梨県人会

代理人 末木孝子 様(5万円)

✦ ヨーガ「ナマスティの会」Cコース

西村三男 様(2,300円)

▶ 秘書広報課 田

☎042-460-9803

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療制度では、法律に基づき、所得が一定基準以下の方に対し保険料を軽減しています。その中でも特に所得の低い方などを対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってまいりました。

しかし今後、医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳細は、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封予定です。

◆均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

現行		軽減割合	改正後	
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯			総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	
前年中の軽減判定所得が33万円以下の場合	被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない場合	9割	変更なし	8割
	上記以外の場合	8.5割	変更なし	据え置き
前年中の軽減判定所得が33万円+[27万5千円×被保険者数]以下の場合		5割	前年中の軽減判定所得が33万円+[28万円×被保険者数]以下の場合	据え置き
前年中の軽減判定所得が33万円+[50万円×被保険者数]以下の場合		2割	前年中の軽減判定所得が33万円+[51万円×被保険者数]以下の場合	据え置き

※平成31年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金などの所得から15万円を控除します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。※総所得金額等の合計額が33万円以下の場合の軽減割合は介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、見直されました。また、5割・2割軽減の判定所得の基準額が引き上げられました。

制度について…広域連合お問い合わせセンターへ

☎0570-086-519(IP電話・PHSの方は☎03-3222-4496)

▶ 保険年金課 田 ☎042-460-9823

◆所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成30年度・令和元年度	
15万円以下	50%	
20万円以下	25%	

◆被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

平成29年4月30日以前に後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方は平成31年3月31日をもって軽減期間が終了となりました。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

加入の前日まで社会保険の被扶養者だった方	軽減割合	
	平成30年度	令和元年度
均等割5割	加入から2年を経過する月まで均等割5割	